

大分大学大学院理工学研究科博士前期課程学生生活委員会細則

令和 7 年 4 月 1 日 制定
令和 7 年理工学研究科細則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学大学院理工学研究科委員会規程（令和 7 年理工学研究科規程第 2 号）第 5 条第 3 項の規定により、大分大学大学院理工学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に設置する大分大学大学院理工学研究科博士前期課程学生生活委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、博士前期課程における関係事務の適正円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに審議する。

- (1) 学生の懲戒に関する事。
- (2) 学生の教育的措置に関する事。
- (3) 学生団体の主催する行事に関する事。
- (4) その他学生の学生生活に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 博士前期課程学生生活委員長
 - (2) プログラムの分野の教員 各 1 人
 - (3) その他研究科長が必要と認める者
- 2 前項第 1 号の委員は、理工学部学生生活委員長をもって充てる。
- 3 第 1 項第 2 号の委員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 4 第 1 項第 3 号の委員は、研究科長が指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 3 項及び第 4 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、博士前期課程学生生活委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第 2 項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第 1 項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。